

★ 日生市民会館の使用にあたって★

- (1) 開館時間 午前9時～午後9時 (午前9時開錠・午後9時施錠)
- (2) 休館日 毎週月曜日・国民の祝祭日の翌日・年末年始(12/29～1/3)
- (3) 使用申込 使用日開始日の3ヶ月前から使用許可申請書を受け付けます。
大ホールは1年前から使用許可申請書を受け付けます。
* 早くに申込をされた場合、市の行事等が優先され変更していただく場合が有りますのでご了承ください。
使用料は使用許可申請と同時に納めることとなっております。

※申請者の都合によりキャンセルされる場合は使用料の還付はできません

- (4) 使用上の注意事項
- ・ 使用施設・備品・器具の取扱いはていねいをお願いします。
 - ・ 備品を持ち込んで使用する場合は、特別設備等使用許可申請を提出して下さい。
使用中は必ず使用許可書等を携帯して下さい。
 - ・ 使用後の設備の清掃、備品は整理整頓してください。
 - ・ ゴミは各自お持ち帰り下さい。
 - ・ 使用時間(開館・終了)を厳守して下さい
 - ・ 定められた場所以外での飲食・喫煙・火気の使用はお控えください。
 - ・ 会場使用の取消又は変更があった場合は、遅滞なく使用取消(変更)申請書を提出して下さい。
 - ・ ホールを使用する場合は、必ず事前に打合せをして下さい。

(5) 使用の制限

次に該当する場合は入館の許可ができません

感染症の方、酩酊した方、許可なく営業行為又は貼紙・広告をする方、非合法的な販売行為、金品の寄付募集行為、公に認められない宗教活動及び選挙活動等秩序又は善良の風俗を乱すおそれのある行為、許可を受けた目的以外の使用、転貸、又は使用の権利を譲渡する行為、虚偽の申請、その他不正の手段で許可を受ける行為、又は、利用状況や利用者・来場者からの、問合せ・苦情等により、許可後使用中止となる場合があります。

(6) 使用料

使用場所		面積	一時間当たりの基本使用料	一時間当たりの冷暖房使用料
控室(1室) (単独使用)		和 20 m ² 洋 16 m ²	120	250
リハーサル室 (単独使用)		51 m ²	250	370
ホワイエ等	1F ホワイエ	293 m ²	370	
	カフェテラス		120	
	多目的ホール	66 m ²	250	
2F 会議室		85 m ²	500	370
2F 講座室		40 m ² (16帖)	250	250
3F 会議室		78 m ²	500	370
3F 音楽室		61 m ²	250	250
3F 調理実習室		94 m ²	620	370

ホール等使用料 (定員701名)

(単位: 円)

使用時間区分 使用場所		基本料金						冷暖房料 (時間/円)	備考
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日		
		9~12時	13~17時	18~21時	9~17時	13~21時	9~21時		
ホール	平日	8,170	15,080	18,220	24,510	32,680	40,850	5,650	ホワイエ・控室・リハーサル室の使用も含む
	休日等	9,800	18,100	21,870	29,410	39,220	49,020		
舞台	平日	1,000	1,880	2,260	3,010	4,020	5,020		舞台のみの使用
	休日等	1,250	2,260	2,760	3,640	4,770	6,030		

* 上記のほかに、備品の使用料は別に定める。使用申請が必要。

使用料の割増・加算等

1. 使用者が入場料若しくはこれに類するものを納入するとき又は営利、営業宣伝その他これに類する目的で使用するとき、基本料金の10分の5に相当する額を加算する。(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)ただし、教育又は文化振興のために使用するものについては、この限りではない。

2. 時間を計算する場合において、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

3. ホール又は舞台、ホワイエ若しくは控室等の使用であって、許可使用時刻を超過し、又は繰上げて使用する場合において、その時間が1時間未満のときは、該当使用時間区分の基本料金の額にその基本料金の額の10分の4に相当する額を加算して徴収する。

ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4. 9時以前又は21時以降の使用については、その使用する時間1時間につき、ホールにあつては18,850円を、リハーサル室にあつては3,770円を、ホール及びリハーサル室以外にあつては基本金額の額にその基本料金の額の10分の4に相当する額を加算して徴収する。